



## (後)第2回 損益計算書の役割

(税効果会計の目的)

月(5) 法2号館 213 教室  
平成 23 年 10 月 17 日  
財務諸表論 II

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論 I II 佐藤信彦外著 H23 年 4 月中央経済社発行)  
(ゼミナール現代会計入門第 8 版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(公認会計士試験論文式財務諸表論第 5 版 石井和人著 H22.10 中央経済社発行)

### 企業が計算する利益(経営の成果の測定)とは何か?

売上総利益－経常利益－当期純利益 (稼得計算) ー 経営活動の説明  
税引前当期純利益－当期純利益－包括利益 (財産増加計算) ー 財産増減の説明

#### 1. 様々な利益の表示と説明

(標準様式)

損益計算書

(討議資料 IFRS)

包括利益計算書

営業損益計算	I 売上高	事業 営業	売上高
	II 売上原価		売上原価
	<b>売上総利益</b>		販売費
	III 販売費及び一般管理費		一般管理費
	<b>営業利益</b>		その他の営業収益 (費用)
経常損益計算	IV 営業外収益	投資	<b>営業利益合計</b>
	V 営業外費用		受取配当金
	<b>経常利益</b>		持分法投資損益
純損益計算	VI 特別利益	財務	投資利益合計
	VII 特別損失		<b>事業利益合計</b>
	<b>税引前当期純利益</b>	法人税	受取利息
	法人税、住民税及び事業税	非継続事業	支払利息
	法人税等調整額		財務収益及び費用の正味合計
<b>当期純利益</b>	その他の包括利益 (税引後)	法人税、住民税及び事業税	
		継続事業からの利益	
		非継続事業による損失	
		非継続事業からの損失	
		<b>当期純利益</b>	
		売却可能有価証券の未実現損益	
		為替換算調整勘定・連結子会社	
		<b>その他の包括利益合計</b>	
		<b>包括利益合計</b>	

本レジュメは講義日前にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所  
yamauchi@cosmos.ne.jp

## 2. 日産自動車の連結損益計算書

(カルロス・ゴーンの日産リバイバルプランと損益計算書)

(単位：10億円)

科 目	1998年度 (1998/4~1999/3)	1999年度 (1999/4~2000/3)	2000年度 (2000/4~2001/3)	2001年度 (2001/4~2002/3)	2002年度 (2002/4~2003/3)	
	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	
売 上 高	6,580	5,977	6,090	6,196	6,829	③
売 上 原 価	4,922	4,570	4,634	4,547	4,872	①②
割賦販売利益調整高	0	2	0	1	—	
売上総利益 (売上総利益率%)	1,659 (25.2)	1,409 (23.6)	1,456 (23.9)	1,650 (26.6)	1,956 (28.6)	②
販売費及び一般管理費	1,549	1,326	1,166	1,161	1,219	①
営業利益 (営業利益率%)	110 (1.7)	83 (1.4)	290 (4.8)	489 (7.9)	737 (10.8)	④
営業外収益	116	62	89	27	61	
営業外費用	202	146	97	102	88	
経常利益 (経常利益率%)	24 (0.4)	△2 (△0.0)	282 (4.6)	415 (6.7)	710 (10.4)	④
特別利益	30	39	88	67	89	
特別損失	55	750	81	118	105	
税金等調整前当期純利益	△1	△713	290	364	695	
法人税、住民税及び事業税	14	41	68	87	113	
法人税等調整額	12	△31	△131	△102	86	
少数株主利益	1	△38	21	7	1	
当期純利益	△28	△684	331	372	495	④

1999年3月末日、日産の最高責任者となる

- ① 販管費など固定費の削減（歳出削減—出ずるを制す）  
ルノーとの部品の共通化、購買の共同化、不振工場の閉鎖、子会社の統廃合、余剰資産の売却、早期退職制度による人員の削減（ムダを省く）
- ② 原価の削減による売上総利益(率)の向上（質と効率を上げる）
- ③ ①、②の後 売上高を上げる（力をつけておいて、自然に→入るを図る）
- ④ 営業利益、経常利益、当期純利益が上がる（利益を上げる）

1998年に2兆円あった有利子負債を削減、2003年6月には全額返済する

### 3. 損益計算書の役割

企業の一定期間の**経営成績**を網羅的に把握し、それを一つの表にまとめ**利用者の意思決定**に役立つよう表示する。他の**事業活動評価**（評論、株価などの説明）に比較して客観的、網羅的である。

しかし、このように利益を期間の差額概念として形式的にとらえることで充分であるかということには問題がある。損益計算の本質は、「利益とは何か」、したがってそこに維持すべき資本は何かということも含めて、貢献費用の大きさとの比較の中で規定されるべきである。

期間損益計算は静的に言えば財産計算の期間剰余の**増減部分(内訳)**であり、これを期間比較的に表現したものとも言える。しかし、その内容は損益計算書は**期間の経営活動を動的**にとらえたものであり、損益計算書から情報を読み取る際のキーワードは2つある。

#### ①区分表示

その活動の性質によって収益及び費用の各項目を**グループ化**（セグメント）して対応表示させることによって企業活動の実態をつかみ易くするものである。営業活動に応じたそれぞれの損益計算、営業外活動、それ以外の特別損益項目に分ける。

#### ②段階別損益

年度における**利益の獲得過程**を描写する損益計算であり、**営業損益計算、経常損益計算、純損益計算**を行う。

従来はこれに加えて未処分損益計算に関わる項目があったが、これは、株主資本等変動計算書において行われている。

#### ③IFRS と日本基準との違い

- 日本基準では求められていない包括利益の表示が求められている。
- 特別損益項目を分離して表示しない。
- 日本基準にはない、非継続事業の損益を区分表示している。
- 日本基準の段階別損益に対して、性質別、機能別の区分表示が認められている。（1頁参照）

## 4. 企業会計原則の損益の計算原則

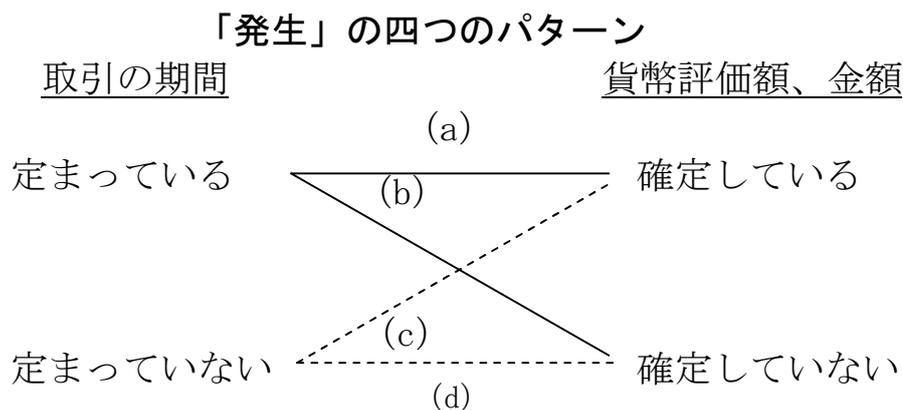
企業会計原則は、「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない」としている。損益の計算原則の最重要なものは**期間帰属**であり、それは(1)対応原則、(2)発生原則、(3)実現原則である。

### (1) 対応原則

企業会計原則では、「一定期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載して**経常損益を表示し**」とされている。

### (2) 発生原則

収益発生は**実現原則**により**期間帰属を決め**、それに対応する**費用の発生原則**は次のようなパターンとなる。



- (a) 借入金利息、貸付金利息等についての**未払費用**、前払費用/売掛金、未払金
- (b) 将来起こり得る**貸倒引当金**、保証債務引当金
- (c) 有形固定資産の**減価償却**や繰延資産の費用化計算であり見積りにより費用配分を行う
- (d) 期間も金額も確定していない**修繕費引当金等**

### (3) 実現原則

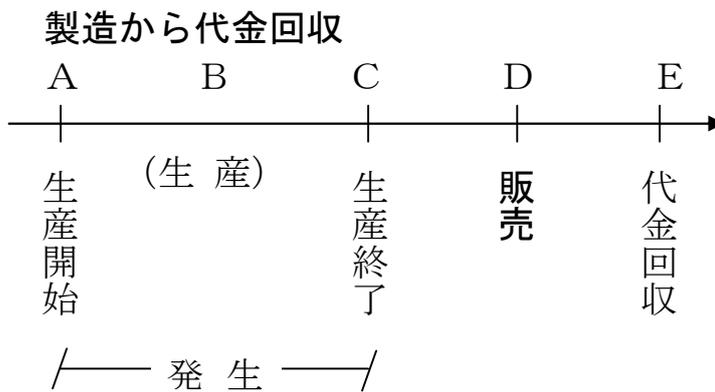
企業会計原則は、すべての収益と費用の期間帰属の正しい割当てを述べ、併せて、「ただし、**未実現収益**は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない」としている。**生産過程**において、期待実現可能額で以って収益を見積計上することは、不確かな収益を計上することになるため、財貨が**具体的に引渡されるまで収益の計上を延期**している。

## 5. 売上総利益

収益(売上高)に個別対応する原価(売上原価)を集計して売上総利益を計算する。粗利益ともいい、企業が商品、製品、サービスにより創造した付加価値を示すものであり、商品、製品の競争力の強さを示している。

- ・売上高を増やそうとすれば？ 先にすることがある/先に売上を上げよう
- ・売上総利益を維持、向上するには？ (売上は伸びなくても) とすると

### (収益の認識と測定)



利益率が下がる

売上総利益率を下げないためには？

#### (1) 実現主義 売ること→売るということは

企業は売れるという見込みのもとに製品を生産しているが、**確実に売れるという保証**はどこにもない。

そのため収益は実現主義、即ち製品を販売した時点で売上を計上する、即ち**販売基準(実現主義)**により収益を計上する。(財務的裏づけのある**売上等**)  
売上(実現、お金を払わせる力)

#### (2) 実現主義の例外

現金主義、割賦基準、収穫基準、工事進行基準、受託販売基準

#### (3) IFRS の収益認識基準

日本の会計基準では業績報告のボトムラインが当期純利益であるのに対し、IFRS では包括利益である。

包括利益とは、純資産の変動額のうち資本取引以外の部分をいう。

当期純利益とは、純資産の変動額のうち、リスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。

投資リスクの解放とは、キャッシュの獲得ないし喪失が**確実とみなされた時点(当期純利益)**を言い、この意味では、包括利益はリスクの解放の有無にかかわらず純資産の変動のすべての部分を指す(1頁参照)。

## 6. 営業利益

収益(売上高)に**間接的に対応する期間的費用**を販管費として集計して、売上総利益から差引いて**営業利益**を計算する。**企業の主たる営業活動**から生じた利益を意味する。

- ・ 会社の本業の経営効率は良好か？
- ・ 間接的、固定的経費は妥当か？
- ・ 人件費と物件費は妥当か？

### (費用の認識と測定)

#### (1) 発生主義

費用は**消費した事実**をもとにして計上する。即ち消費という事実を発生基準として、消費された部分を費用としてとらえる。

それは**支出基準**ではない。

#### (2) 引当損

消費されていないものを費用としてとらえるものが、賞与引当金、修繕引当金、貸倒引当金等の引当損である。(消費されていないが発生している)

#### (3) 費用の期間配分

損益計算は、特定期間を単位として行われるため、特定期間に発生した費用は**期間対応**として集計される。

## 7. 経常利益

営業活動からもたらされる営業利益に、営業活動以外の経常的活動による損益、すなわち、営業外損益を加減して算出される。営業利益が企業本来の営業能力を反映するのに対し、**経常利益**は財務面等営業外活動を含めた**全体的な経営能力**を反映する。

- ・会社の総合的な力は？
- ・財務のバランス(有利子負債)は妥当か？

### (費用収益対応の原則)

#### (1) 費用と収益の対応

費用は発生に基づいて認識されるが、P/Lに計上するためには、もう一つのテスト(費用収益対応の原則)を受ける必要がある。

利益(結果)を出すためには、企業の費用(努力)と収益(成果)の対比が必要である。

#### (2) 期間配分

#### (3) 修繕引当金

#### (4) 繰延資産

#### (5) 税効果会計

税金費用についても費用収益対応原則に従って当期の費用として認識する。即ち、利益と税金の対応である。

## 8. 特別損益

通常の営業活動以外の損益、臨時的、前期以前の損益の修正の損益をいい、前期損益修正損益、有価証券や固定資産売却損益、災害による損失、リストラによる損失等がある。

- ・ 含み益の吐き出し？
- ・ 数期間に渡る特別損失？

## 9. 当期純利益

企業の一会計期間の最終的な利益である。

経常利益に前期損益修正や臨時の損益などから生じる特別損益を加減算し、税負担を考慮して求められる。

### 利益と税金の対応

#### (1) 税効果会計

#### (2) 永久差異と一時差異

#### (3) 税率の変更時の処理

## ボトムライン、当期利益か、包括利益か

### 当期純利益と包括利益

当期純利益は現在の会計基準で定められた会計処理に基づいて認識された損益であり、一期間に関連する経常項目を主とする当期業績主義である。包括利益は、一期間に把握されたすべての損益であり、資本の部に計上された評価差額を含めて計算する損益である。即ち、包括利益は、当期純利益とその他の包括利益との合計である。

## 10. ソフトウェアの会計

### (1) ソフトウェア取引の収益認識基準

「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(2006年3月 ASBJ 実務対応報告第17号)

### (2) ソフトウェアの会計処理

- ①受注製作のソフトウェア—請負工事の会計処理に準ずる
- ②市場販売目的      〃      —無形固定資産に計上し、見込販売額等に基づく合理的な方法により償却を行う。
- ③自社利用           〃      —将来の収益獲得、費用削減が確実であるものについては、取得費用を資産計上し、利用期間にわたり償却を行う。

## 情報サービス産業の会計的特質

H23.7.4

### ① 会計環境

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| (1) 事業の対象物であるソフトウェアの開発 | — 無形の資産             |
| (2) 外部からの状況確認          | — 当事者以外は困難          |
| (3) ライセンス等の実在          | — 確認が困難             |
| (4) 取引の複雑性             | — 下請け、外注など<br>人件費が主 |
| (5) 商社的取引の可能性          | — 通過取引、スルー取引        |

### ② 収益の認識

- |                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| (1) 受注先の検収書      | — 品質水準の合否が不明<br>検収書の信頼性          |
| (2) 作業の終了時       | — バグ対応で作業が継続<br>修正、追加が多発         |
| (3) 収益計上基準の困難性   | — 客観性が充分でない<br>分割検収の実在<br>押し込み販売 |
| (4) 取引の実在性       | — 取引先との共謀<br>取引価額の妥当性            |
| (5) 受注金額確定のタイミング | — 作業の積上原価のようなもの<br>受注契約のないものもある  |

### ③ 物、サービスの内容確認

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 資産価値の評価 | — 困難<br>資産評価参照 |
| (2) 在庫の実在性  |                |
| (3) 在庫の原価   | — 計算基礎         |

### ④ 全体的な立証手続

- (1) ソフトウェア取引に関する立証可能な取引証拠の存在
- (2) ソフトウェアの引渡し完了していること
- (3) 対価が固定、あるいは確立していること
- (4) 販売代金の回収可能性が高いこと

## 研究開発費等に係る会計基準

### (1) 設 定(平成 20 年 12 月 26 日改正 ASBJ)

研究開発は、企業の将来の収益性を左右する重要な要素であるが、近年、商品サイクルの短期化、新規技術に対するキャッチアップ期間の短縮及び研究開発の広範化・高度化等により、研究開発のための支出も相当の規模となっており、企業活動における研究開発の重要性が一層増大している。そのため、研究開発費の総額や研究開発の内容等の情報は、企業の経営方針や将来の収益予測に関する重要な投資情報として位置づけられている。このような状況を踏まえ、企業の研究開発に関する適切な情報提供、企業間の比較可能性及び国際的調和の観点から、研究開発費に係る会計基準を整備することが必要である。

### (2) 研究

新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。

### (3) 開発

新しい製品・サービス・生産方法(以下、「製品等」という。)についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう。

### (4) ソフトウェア

コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等をいう。

### (5) 研究開発費

人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれる。なお、特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等を取得した場合の原価は、取得時の研究開発費とする。

## 役員賞与に関する会計基準

### (1) 設 定(平成17年11月29日 ASBJ)

すべての会社における取締役、会計参与、監査役及び執行役(以下役員という)に対する役員賞与の会計処理を定めることを目的とする。

### (2) 範 囲

役員に対する金銭以外による支給与や退職慰労金については取扱わない。

### (3) 会計処理

役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する。  
当面の間、従来処理によることも認められる。

### (4) 従来処理の会計処理

役員報酬は、発生時の費用として会計処理していたが、役員賞与は、利益処分により未処分利益の減少とする会計処理を行うことが一般的であった。

### (5) 会社法の規定

役員賞与は、役員報酬と同一の手続により、職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益として整理され、定款に報酬等に関する一定の事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めることとされた。

### (6) 引当金として計上する場合

当事業年度の職務に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合には、当該支給はその見込額を原則として引当金に計上するものとする。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)  
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (20)

費用収益対応の原則と費用配分の原則に関連する次の各問に答えなさい。

- 問1 今日の企業会計においては、なぜ費用収益対応の原則に基づいて期間損益を計算することが要請されるのか。その理由を述べなさい。
- 問2 今日の企業会計においては、なぜ、費用収益の計上基準として現金主義が採用されないのか、その理由を費用収益対応の原則と関連させて説明しなさい。
- 問3 負債性引当金の計上と費用配分の原則との関係について説明しなさい。

〈基本問題〉

1. 根本原則としての費用収益対応の原則について説明しなさい。
2. 認識原則としての費用収益対応の原則について説明しなさい。
3. 費用と収益の対応の形態である個別的対応と期間的対応について説明しなさい。
4. 個別的対応と期間的対応との関係について説明しなさい。
5. 現金主義の意義を述べなさい。
6. 現金主義の長所と短所について説明しなさい。
7. 費用配分の原則の意義を述べなさい。
8. 費用配分の原則に関する狭義説と広義説について述べなさい。

1. 期間損益計算により企業の経営成績を正確にとらえるために、損益の個別的対応及び期間的対応に留意して、実現収益と発生費用を正しくとらえる。
2. 現金主義は現金の収支時点で収益費用を計上するため、収益実現、費用発生期間と現金の収入、支出時点が一致せず企業成績が反映できない。
3. 過去の事実だけでなく、将来の未確定支出額を負債性引当金の計上により、収益費用を対応させる必要がある。

広義説(費用配分において、過去又は現在の支出額を費用配分するだけでなく、負債性引当金を計上し将来の未確定支出額を事前配分する)

**問題 2** (26)

発生主義の原則に関連する次の各問に答えなさい。

- 問 1 費用配分の原則については、支出額（取得原価）を基礎として、当期の費用額と次期以降の費用額とを同時に測定するという、費用の測定原則と位置づける考え方があるが、連続意見書は、これとは異なる考え方をとっている。連続意見書における費用配分の原則についての考え方（位置づけ）について説明しなさい。
- 問 2 スtock・オプション等に関する会計基準（企業会計基準第 8 号）によると、「Stock・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、Stock・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。」とされている。Stock・オプションの意義を述べた上で、費用認識に根拠があるとする考え方について説明しなさい。

## 〈基本問題〉

1. 費用発生 の概念について説明しなさい。
2. 発生主義 の原則について説明しなさい。
3. 費用 の認識と発生主義 の原則との関係について説明しなさい。
4. 収益及び費用 の認識基準のなかで、発生主義 の原則が最も合理的であるとされている理由を述べなさい。

1. 連続意見書においては、費用配分の原則を、資産原価の期間配分手続を支える根本思考としている。資産原価の期間配分手続を重視。
2. 従業員は、Stock・オプションの対価として企業にサービスを提供し、企業はこれを費消する、即ち費用計上には根拠がある。これをStock・オプションとして B/S の純資産に計上する。

問題 3 (34)

損益計算に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 利益測定アプローチには、①収益費用アプローチと、②資産負債アプローチがある。それぞれのアプローチに基づく利益概念とその測定について説明しなさい。
- 問 2 いわゆるクリーン・サープラス関係について説明しなさい。
- 問 3 包括利益の表示に関する会計基準（案）（企業会計基準公開草案第 35 号）に従って、包括利益を表示する目的について説明しなさい。
- 問 4 意思決定有用性アプローチの意義を述べた上で、その特徴的考え方を 2 つあげて説明しなさい。
- 問 5 企業における投資には「事業投資」と「金融投資」がある。両者の意義を述べた上で、投資の成果の達成について、両者の違いを説明しなさい。なお、「金融投資」と「金融資産」の違いにも言及すること。

〈基本問題〉

1. 損益の計算方法である財産法と損益法について述べなさい。
2. 費用収益対応の原則について述べなさい。
3. 資産及び負債の意義を述べなさい。
4. 当期業績主義利益と包括主義利益について説明しなさい。

1. 利益測定アプローチ

(1) 収益費用アプローチ(収益費用中心観)

企業の達成した成果(収益)と費された努力(費用)を、期間的に対応させて利益を算定する。

(2) 資産負債アプローチ(資産負債中心観)

一会計期間における企業の純資産の増加分が利益とされる。

2. クリーン・サープラス(きれいな剰余金)

P/L を経由した利益のみの剰余金をいう。

3. 包括利益とは、一会計期間における株主持分のすべての変動を意味する利益概念。

4. 意思決定有用性アプローチとは、財務報告の基本目的を経済的意思決定を行う上で有用な情報を提供すべきという会計理論である。

第 1 に評価基準の多元化であり、第 2 に投資者が会計情報の第一義的な利用者ということ。

5. 事業投資とは、企業が事業の遂行を通じて成果を得ること。

金融投資とは、市場活動の変動によって利益をえることを目的とした投資である。

**問題 4** (178)

研究開発費等に係る会計基準において、研究開発費はすべて発生時に費用として処理されることとなった理由を、現行の制度会計における会計数値のもつ特性と関連させて述べなさい。

## 〈基本問題〉

1. 現行の制度会計における会計情報のもつ特性について説明しなさい。
2. 研究開発費等に係る会計基準において、研究開発費がすべて発生時に費用として処理する方法が採用された理由を述べなさい。
3. 研究開発費等に係る会計基準に基づき、研究開発費に該当しないソフトウェア製作費に係る会計処理について述べなさい。

1. 研究開発費等を支出時にすべて費用処理する方法  
研究開発は常に失敗の危険性を持っており、これに係る支出が将来の収益獲得にどの程度貢献するものであるかは、支出時点で不確実であるから、支出期間にその金額を費用処理する。  
即ち、研究開発費等を資産計上すると、結局損失を繰り延べる結果となる。
2. 研究開発費に該当しないソフトウェア制作費に係る会計処理
  - (1) 受注ソフトウェアは、請負工事の会計基準に準じて処理する。
  - (2) 市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は研究開発費に該当する部分を除き資産計上(バグ取り費用を除く)する。
  - (3) ソフトウェアを用いたサービス事業の場合は適正なソフトウェア制作費を資産計上する。機械装置に組み込まれているソフトウェアは機械装置に含める。

問題5 (183)

ソフトウェアの会計処理に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 市場販売目的のソフトウェアについては、貸借対照表上、棚卸資産として計上すべきであるとする見解がある。この見解について説明した上で、わが国の会計基準がどのような方法を採用しているか、理由を付して述べなさい。
- 問2 ソフトウェア取引においては、技術革新による取引の多様化や高度化に伴い、複数の企業を介する取引が見受けられる。このような取引と収益の総額表示との関係について説明しなさい。
- 問3 受注製作のソフトウェア取引においては、1つのソフトウェア開発プロジェクトをいくつかの作業ごとのフェーズに分けて契約を締結し、フェーズごとに検収を行う、分割検収が見受けられる。このような取引と収益認識との関係について説明しなさい。
- 問4 ソフトウェア取引の中には、サービスの提供や機器(ハードウェア)の販売のように異なる種類の取引を同一の契約書等で締結している複合取引がある。このような複合取引と収益認識時点との関係について説明しなさい。

〈基本問題〉

1. 棚卸資産の意義を述べなさい
2. 固定資産の意義を述べなさい。
3. 棚卸資産の範囲について説明しなさい。
4. 収益の計上基準について述べなさい。

1. 市場販売目的である製品マスターは無形固定資産とする。
2. 総額表示は、営業過程における仕入や販売のリスク(瑕疵担保、在庫リスク、信用リスクなど)を負っているかどうかを基準とする。
3. 成果物の提供の完了の確認等明確な基準が必要である。
4. 例えば、機器の販売とサービスの提供が一つの契約とされている場合は、収益の認識時点を明確にする。

**問題 6** (174)

(1)研究開発費を資産として貸借対照表に計上する場合に生じる問題点を述べ、あわせて、(2)研究開発費を発生時に費用処理することに対する批判的見解を箇条書きに3つあげなさい。

## 〈基本問題〉

1. 繰延資産の繰延の論拠について説明しなさい。
2. 臨時巨額の損失の会計上の性格について述べなさい。
3. 研究開発費の会計処理方法を3つあげ、それぞれについて述べなさい。

## 1. 研究開発費の処理

- (1) 研究開発費は、発生時には将来の収益を獲得できるか否かは不明であり、資産計上すると、損失を繰り延べることになってしまう。
- (2) 将来の収益との対応関係が考慮されないことになる。  
また、研究開発費の支出時点と効果の計上時点が一致しない。

## 利益の役割と損益計算

### (利益の性格)

- 業績指標性 — 企業活動の効率性の尺度を表現しているか。
- 分配可能性 — 分配の原資として適格であるか。

### (損益計算の方法)

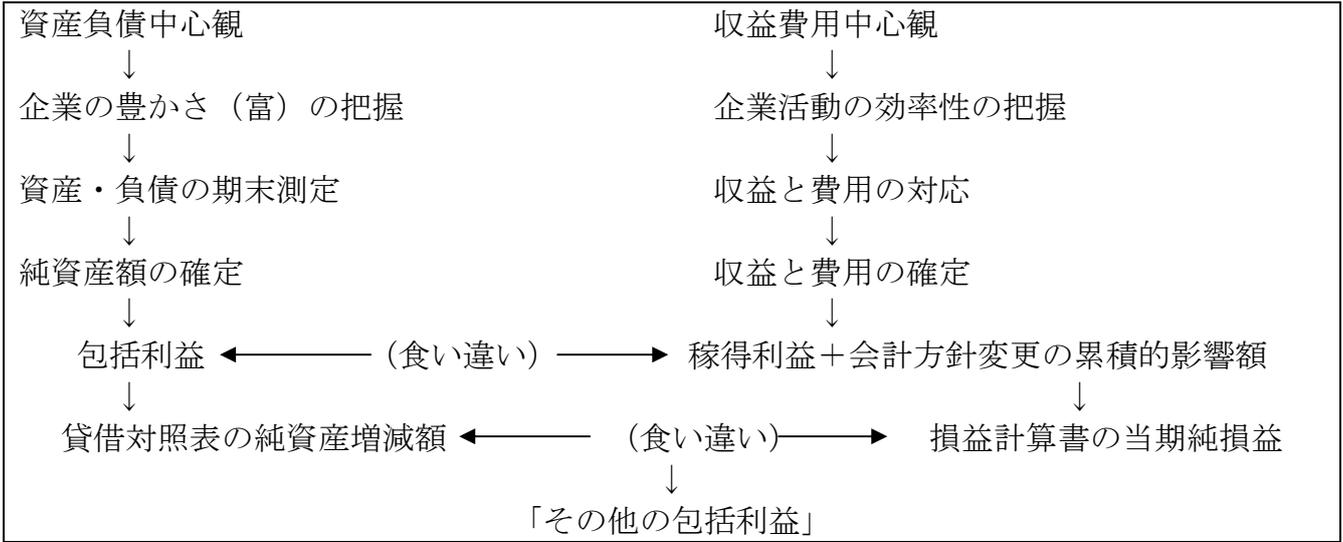
- 損益法 — 期間収益－期間費用＝期間損益  
(収益と費用のフロー的な考え方、発生原因を明らかにできる。継続記録が必要)
- 財産法 — 期末純資産－期首純資産＝期間損益  
(資産と負債の差額である純資産の増減額、ストック的な考え方、継続記録がなくても項目別に増減で確かめられる)

### (利益観)

- 収益費用中心観 — 利益、成果計算が会計の主要目標  
収益費用の対応が重要な基礎概念
- 資産負債中心観 — 企業の豊かさ（富）の把握が主要課題  
利益は副産物として計算されるに過ぎない

(注) 従来、日本の会計基準は、経済資源でない繰延資産の資産計上や現在の義務でない修繕引当金の負債計上を広範に認めてきた。  
これは**収益費用中心観**によるものである。  
しかし、これまで繰延計上を認められていた経済資源でない研究開発費等が資産計上でなくなり、期間損益に含まれない評価差額等の計上が行われるようになると、費用収益中心観の特徴が薄れ、資産負債中心観が色濃くなっていく傾向が見て取れるのである。  
つまり、日本の会計基準は**資産負債中心観**に移りつつあるという指摘が可能である。

	資産負債中心観	収益費用中心観
会計課題	企業の豊かさ（富）の把握	企業活動の効率性の把握
利益計算方式	期末純資産－期首純資産(B/S 的)	期間収益－期間費用(P/L 的)
財務諸表要素	資産・負債を中心に定義	収益・費用を中心に定義
資産の定義	経済資源	経済資源＋繰延費用
負債の定義	経済資源を犠牲にする現在義務	現在義務＋繰延収益および引当金
収益費用の対応	資産・負債の副次的把握手段	会計の中心的手続き
業績の意味	計算結果	企業（経営者）の成果



(佐藤信彦外著 財務会計論Ⅱから引用)

## 税効果会計

税効果会計の目的は、税引前利益と法人税等に対応させることにある。

### 税効果会計の考え方

$b/a = 53.3\%$ 不完全対応	企業会計 P/L		$b/a = 40\%$
	売上	1,000	
	売上原価	△200	
	売上総利益	800	
	販管費	△200	
	税引前利益 a	600	
	法人税等 b	△320	
	当期利益	280	

税務会計 P/L	法人税率等 40%	$b/a = 40\%$
税引前利益	600	
加算項目		
減価償却限度超過額	200	
課税所得 a	800	
法人税等 b	320	

完全対応

$(b+c)/a = 40\%$	税引前利益 a	600	} 240
	法人税 b	320	
	法人税等調整額 c	△80	
	当期利益	360	

完全対応  $b+c=240$

一時差異償却超過  $200 \times 40\% = 80$   
 を加算による前払費用(税金)と見る。  
 即ち前払税金を差引く。  
 繰延税金資産

## 1. 税効果会計とは

**税効果会計**とは、企業会計と税務会計上の税金（率）の差異の調整である。税金である法人税等（利益を基準に計算した税金のこと）を**費用**と考え、当期の収益と**因果関係**にある費用として認識すべきとする「**費用収益対応の原則**」に従って、会計上の税引前利益と合理的に対応した**法人税等**を、費用として把握することをいう。

### ◎税効果会計では、法人税等が収益と関連するので費用と考える

税金は企業が公共サービス等のコストとして、政府に負担する費用である。税金計算は、公共サービスを受容した収益に対する負担であり、それを法人税等として費用と考える。

### ◎税効果会計とは、税引前利益と対応した税金を費用として計上すること

税効果会計とは、法人税等を費用と考え、当期の収益と何らかの因果関係にある費用を当期の費用として認識すべきとする**費用収益対応の原則**に従って、会計上の税引前利益と合理的に対応した税金のみを費用として計上する。

法人税等は、税務上の**課税所得**と合理的に対応している。そこで、会計上の**税引前利益**と税務上の課税所得とが異なる場合、会計上の税引前利益と法人税等が合理的に対応するよう調整する必要がある。

この調整を前払分(払いすぎ)、未払分として、繰延税金資産と繰延税金負債を、法人税等調整額として、法人税等を調整する。

## 2. 二つの差異——一時差異と永久差異——

**一時差異**とは、減価償却費の超過額のように、企業会計の減価償却費が税務会計の償却限度額を超えた場合、当期の損金とはならず、次期以降に繰り越される。即ち、**タイミングのずれ**によって生じ、将来において解消される可能性のある差異をいう。青色欠損金や外国税額控除は将来の税額を減少させる可能性があるため**一時差異に準じるもの**として税効果会計の対象となる。

**永久差異**とは、支出交際費のように、一定額は損金算入が認められるが、それを超えた額は将来的にも損金とはならない。即ち、将来にわたって解消されない差異をいう。

### 3. 一時差異の種類

将来減算一時差異

減価償却超過額、(貸倒)引当金超過額

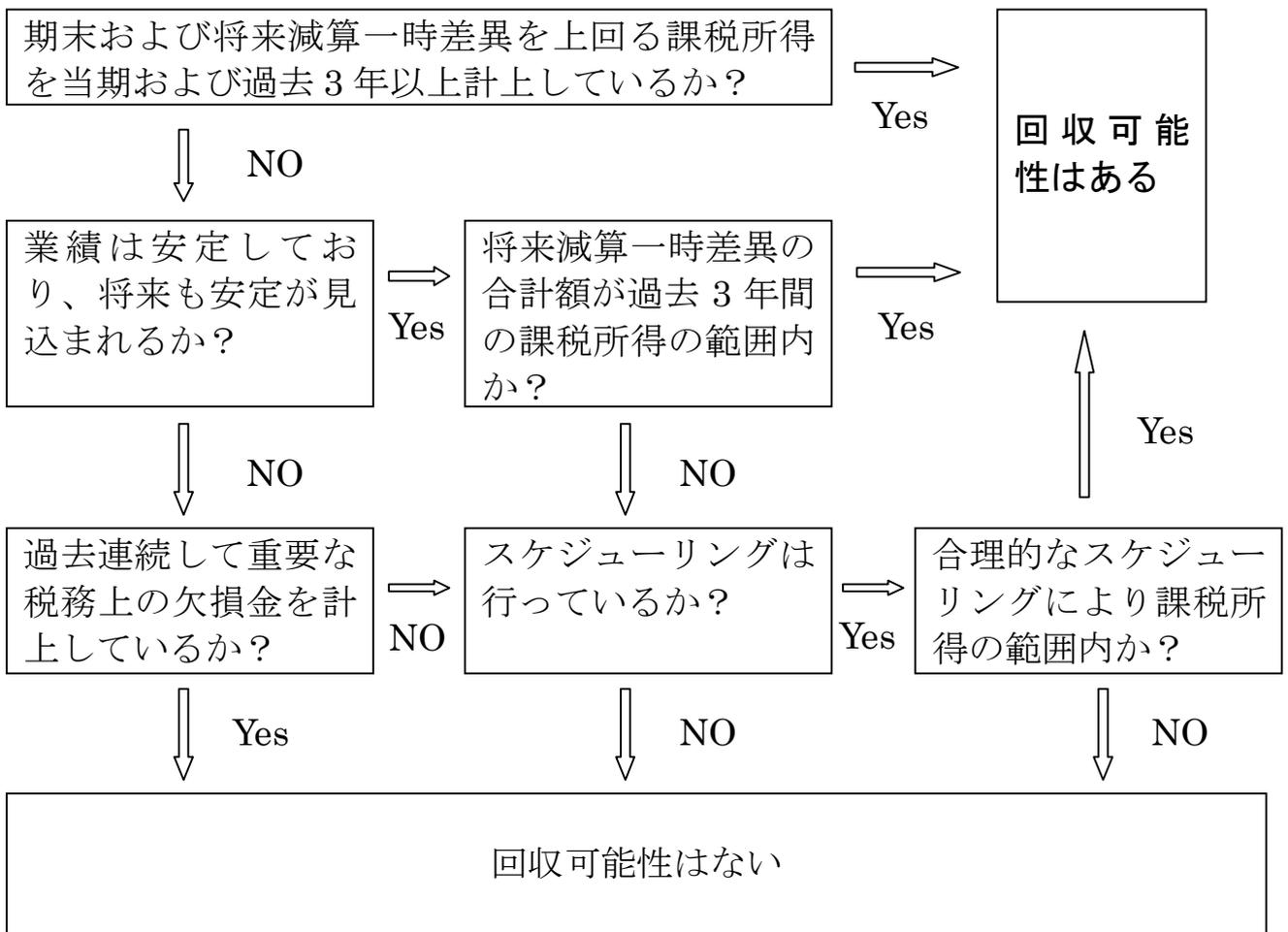
将来加算一時差異

利益処分方式の特別償却、圧縮記帳等の戻り益

### 4. 繰延税金資産の回収可能性

将来減算一時差異は解消時に税額の減額効果があり、法人税等の前払に相当するとして資産に計上される。

回収可能性の具体的な判断



## 5. 連結納税と税効果会計

連結納税においては、連結グループ全体を一体とした収益力により回収可能性を判断するため単体決算とは異なる判断となる。

### 繰延税金資産の主な発生原因別内訳

単位：百万円

繰延税金資産	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期
税務上の繰越欠損金	1,564	1,627
関係会社株式評価損等	2,869	2,822
土地評価損	2,079	2,079
減損損失	827	766
投資有価証券評価損	757	826
貸倒引当金	146	—
その他	886	936
繰延税金資産小計	9,129	9,058
上記評価性引当金	(95%)△8,718	(87%)△7,858
繰延税金資産合計	411	1,199

ロイヤルホールディングス平成 23 年 12 月期 決算短信より

#### (1)経営成績に関する分析①当期の概況

なお、法人税等につきましては、翌年度から連結納税制度を適用することにもない、繰延税金資産の回収可能性が増加し、486 百万円と負担が軽減いたしました。

## 税効果会計に係る会計基準

### (1) 設 定(平成10年10月30日 企業会計審議会)

企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税等の利益を課税標準とする税金の額を適切に期間配分することにより税引前利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。

### (2) 適 用

連結財務諸表の作成上、税効果会計を全面的に適用することを原則とする。個別財務諸表における税効果会計の適用について、商法との調整を進めることが必要である。

個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針(H10.10.22、H13.1.17、H19.3.29 日本公認会計士協会、会計制度委員会報告第10号)

### (3) 繰延法

会計上の収益又は費用の金額と税務上の益金又は損金の額に相違がある場合、その相違項目のうち、損益の期間帰属の相違に基づく差異(期間差異)について、発生した年度の当該差異に対する税金軽減額又は税金負担額を差異が解消する年度まで貸借対照表上、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上する方法である。

### (4) 資産負債法

会計上の資産又は負債の金額と税務上の資産又は負債の金額との間に差異があり、会計上の資産又は負債が将来回収又は決済されるなどにより当該差異が解消されるときに、税金を減額又は増額させる効果がある場合に、当該差異(一時差異)の発生年度にそれに対する繰延税金資産又は繰延税金負債を計上する方法である。

(5) 一時差異

貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額を言う。一時差異と期間差異の範囲はほぼ一致するが、有価証券等の資産又は負債の評価替えにより直接純資産の部に計上された評価差額は一時差異であるが期間差異ではない。なお、期間差異に該当する項目は、すべて一時差異に含まれる。

(6) 将来減算一時差異

例えば、貸倒引当金、退職給付引当金等の引当金の損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、損金に算入されない棚卸資産等に係る評価損等がある場合のほか、連結会社相互間の取引から生ずる未実現利益を消去した場合に生ずる。

(7) 将来加算一時差異

例えば、剰余金の処分により租税特別措置法上の諸準備金等を計上した場合のほか、連結会社相互間の債権と債務の消去により貸倒引当金を減額した場合に生ずる。

(8) 繰越欠損金等

繰越外国税額控除が含まれる。また、一時差異及び繰越欠損金等を総称して一時差異等という。

(9) 法人税等

法人税等とは、所得ないしは利益に関連する税金をいう。

法人税、都道府県民税及び市町村民税(以下、「住民税」という。)並びに事業税(収入金額その他利益以外のものを課税標準とする外形標準等に係る事業税を除く。以下同じ。)である。なお、外国法人税等も法人税等に含まれる。

問題 1
------

 (192)

損益計算に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 繰延法の意義を述べ、あわせて繰延法を採用した場合に生じる問題点について説明しなさい。
- 問 2 資産負債法の意義を述べ、あわせて資産負債法の方が繰延法に比べてより合理的であるとされる理由を説明しなさい。

## 〈基本問題〉

1. 期間差異の意義を述べなさい。
2. 繰延法の特徴について説明しなさい。
3. 税効果会計の対象となる税金について説明しなさい。
4. 資産負債法の特徴について説明しなさい。
5. わが国の税効果会計に係る会計基準で資産負債法が採用された理由を述べなさい。
6. 一時差異の意義を述べ、あわせて一時差異が生ずる場合について、財務諸表上の一時差異と連結財務諸表固有の一時差異に分けて説明しなさい。
7. 将来減算一時差異及び将来加算一時差異が生ずる場合の例をあげなさい。

1. 繰延法は、発生時の期間差異に対して、発生年度の税率適用、税率変更時の再計算を行わないなど、繰延税金資産及び負債の残高が、将来の税金軽減額・税金負担額を表さない。
2. 資産負債法は、繰延税金資産及び負債の残高が、将来の税金軽減額・税金負担額を表す。

**問題 2** (198)

税効果会計に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 現行の制度会計においては、税効果会計の方法として資産負債法が採用されているが、繰延法の考え方を適用して税効果に係る会計処理を行うものもある。それはどのようなものであり、また、どのような会計処理を行うのか説明しなさい。
- 問 2 税効果会計に係る会計基準によると、「繰延税金資産は、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる」と認められる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える額については控除しなければならない。」とされている。その理由を貸倒引当金の損金算入限度超過額を例にして説明しなさい。

## 〈基本問題〉

1. 繰延税金資産の資産性及び繰延税金資産の負債性について論じなさい。
  2. 繰延税金資産の計上金額について説明しなさい。
  3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算方法について説明しなさい。
- 
1. 繰延法の考え方を適用する場合は、連結会社相互間の取引から生じた未実現利益についてである。売却側で計上された未実現利益であり、繰延資産計上後、税率が変更されても問題はない。
  2. 資産負債法は、一時差異等に係る繰延税金資産は、将来の納税額の減額を見込むものであり、見込額を超過する部分は計上できない。

問題 3	(203)
------	-------

子会社への投資に係る一時差異は、どのような場合に生じ、またどのような事由が生じたときに解消するのか説明しなさい。

〈基本問題〉

1. 将来減算一時差異について述べなさい。
2. 将来加算一時差異について述べなさい。
3. 一時差異の解消について説明しなさい。
4. 連結財務諸表固有の一時差異について説明しなさい。

1. 子会社への投資に係る一時差異

<u>発生原因</u>	<u>将来一時差異の解消理由</u>
(1) 子会社の損失計上	投資評価減の税務上の損金算入又は投資の売却
(2) 子会社の留保利益	投資の売却
(3) 資産の部に計上された連結調整勘定(のれん)	〃
(4) 負債の部に計上された連結調整勘定(のれん)	〃
(5) 為替換算調整勘定	〃